

令和6年（行ウ）第102号 自由に不妊手術等を受けることのできる地位確認等請求  
事件

原告 梶谷風音ほか4名

被告 国

## 証拠説明書 2

令和6（2024）年10月15日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 亀石 倫子

ほか5名

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。

記

甲号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲53	「判解」法曹 時報76巻1号 (抜粋)317～ 318頁、353～ 358頁	写し 2024.1	大竹敬人	<ul style="list-style-type: none"><li>・地位確認請求で原告の主張する法的地位が認められない場合、それは請求に理由がないことを意味するに過ぎず、司法審査の対象とすることを差し控えるべきではないこと、それ故、法律上の争訟性は否定されないこと等(353頁)。</li><li>・原告らの主張は本件各規定の存在により不妊手術を受ける自由が制限されているというものであるから、一般的抽象的な立法行為（立法不作為）ではないこと、また、救済の必要性があること、それ故、違法</li></ul>

					確認請求における法律上の争訟性は否定されないこと等(357～358頁)。
甲54	「立法不作為の救済手段としての確認訴訟—最高裁令和4年5月25日大法廷判決(国民審査権訴訟)をめぐって」ジュリスト1576号、112～117頁	写し	2022.10	興津征雄	・被侵害利益の基本的内容等が憲法上一義的に定められているか否かを違法確認請求における確認の利益を認める要件とすることは、「公法上の当事者訴訟としての確認訴訟」の訴訟要件として「かつての無名抗告訴訟の解釈論を類推する」ものとなり「適当ではな」いこと(116頁)。また、令和4年最大判が権利の明白性に言及した点については「最高裁として違法確認訴訟を適法と認めた初めての判決であることにかんがみ、立法府の権限を侵すものではないことを確認的に判示するにとどめたものと読むのが妥当」であること(116頁)。
甲55	女子差別撤廃条約全文(日本語訳)	写し	1979採択 1981発効	国連総会 日本語訳：内閣府	女子差別撤廃条約第16条(e)項において「子の数及び出産の感覚を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を教授する同一の権利」が明記されていること。
甲56	女子差別撤廃委員会による一般勧告(内閣府仮訳)	写し	1986～2004	女子差別撤廃委員会 日本語訳：内閣府	一般勧告21号から23号が、女子差別撤廃条約の16条がリプロダクティブ・ヘルス/ライツを保障していると明らかにしていること。

甲 5 7	PROCLAMATION OF TEHERAN (テヘラン宣言)	写し	1968 採択	国際人権会議	テヘラン宣言第 16 項では、「親が自由にかつ責任をもってその子の数及び出産の感覚を決定する基本的人権」を認めていること。
甲 5 8	国際人口・開発会議行動計画要旨	写し	1994	UNFPA APDA	カイロ行動宣言では、第 7 章において個人と夫婦が自由にかつ責任をもって子どもの数、出産感覚、及び出産する時期を決定し、そのための情報と手段を得る基本的権利を持つと宣言されていること。
甲 5 9	第 4 回世界女性会議 北京宣言	写し	1995	世界女性会議 日本語訳：内閣府	1995 年に北京で行われた第 4 回世界女性会議では、行動綱
甲 6 0	第 4 回世界女性会議行動綱領 (抜粋) 第 4 章戦略目標及び行動 C 女性と健康	写し	1995	世界女性会議 日本語訳：内閣府	領において女性の健康に関する項目では子どもの数と出産間隔を自由に決める権利が含むリプロダクティブ・ライツが再確認されていること。
甲 6 1	憲法学Ⅱ 人権総論 (抜粋) 394～395 頁	写し	1994	芦部信喜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子を持つかどうかを決定する権利はアメリカにおいてプライバシーの権利の中心的な問題として争われてきており、「基本的権利」として、これに対する規制は「やむにやまれぬ政府利益」という極めて厳しい司法審査に付されること、また、リプロダクションにかかわる事項も人格的生存に不可欠な重要事項として同様に扱うべきであること。</li> <li>・生命身体の処分に関する事項についても、自己決定権と</li> </ul>

					して憲法上の人権の一つとして構成できるとしていること。
甲62	立憲主義と日本国憲法 [第6版] (抜粋) 157～160 頁	写し	2024	高橋和之	子を持つかどうかについて、どのような人生をどのように生きるかに関する基本的に重要な決定であり、また、その決定を自由になしうる権利を自己決定権としていること。
甲63	憲法概論Ⅱ基本権保障 (抜粋) 93～95 頁	写し	2021	大石眞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己決定は広範囲に及ぶ概念であり、個人の尊厳や善き生といった理念と結び付けて観念されるものの中心であり、また、その例として家族の形成・維持に関わるものが挙げられていること。</li> <li>・自己の生命・身体の処分に関わるものを自己決定の中心を形づくるものとして挙げていること。</li> </ul>
甲64	憲法Ⅰ基本権 [第2版] (抜粋) 122～132 頁	写し	2023	渡辺康行ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己決定権の1つとして、リプロダクションや家族の維持形成に関わる自己決定権を挙げ、さらにその中核として「性的自己決定の権利」を挙げていること。</li> <li>・生命・身体に関わる自己決定権を憲法上保護される自己決定権の一つとして挙げていること。</li> </ul>
甲65	「判解」最高裁判例解説民事篇平成13年度(下)(抜粋) 714～742 頁	写し	2004.7	中村也寸志	<p>甲41の全文。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(注16)として、リスボン宣言が引用されており、同宣言においては、患者には自分自身に関して自由に決定する自己決定権があり、いかなる</li> </ul>

					<p>検査や医療の目的についてもどのような結果意味があるのか、同意をしなかった場合に起こり得ることについて明確に理解すべきであるとされていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（注 17）として、医師の説明義務と患者の自己決定権とが表裏の関係にあるとされていること。</li> <li>・自己決定権は、憲法 13 条を根拠として認められること、また、自己の生命・身体の処分にかかわることがらは、自己決定権の対象として最初に挙げられるほどに中核的な権利の一つとされていること。</li> </ul>
甲 6 6	第 5 回全国美容医療実態調査 最終報告書	写し	2022. 9. 22	日本美容外科学会	年間で 200 万回を超える美容整形手術が行われていること。
甲 6 7	経口避妊薬トリキュラー錠 21 トリキュラー錠 28 服用者向け情報提供資料	写し	2020. 6	バイエル薬品株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月に 2 日以上飲み忘れた場合の妊娠率は 9%と割合が跳ね上がること。</li> <li>・ピル服用による副作用として「のんでいる間はずっと血拴症（手足・肺・心臓・脳・網膜などの血管内に血のかたまりが詰まる病気）になる可能性があり、生命に関わることがある」とされ、また「軽度の吐き気、乳房の張り」、「軽度の出血」などが指摘されていること。また、禁忌事項も多く指摘され、利用できない場合も少なくないこと。</li> </ul>

甲68	医療用医薬品 ミレーナ添付 文書情報[第2 版]	写し	2023.6	バイエル製品株 式会社	ミレーナは副作用が多く指摘されており、「総症例 482 例中 428 例 (88. 5%) に副作用が認められ、主な副作用は月経異常 (過長月経、月経周期異常等) 379 件 (78. 6%)、卵巣嚢胞 61 件 (12. 7%)、除去後の消退出血 57 件 (11. 8%)、月経中間期出血 48 件 (10. 0%)、腹痛 38 件 (7. 9%) 等」とされていること。さらに「重大な副作用」として、「発熱、下腹部痛、膣分泌物の異常等の症状を伴う PID」、「本剤装着中に妊娠した場合、その約半数が異所性妊娠である」、「子宮穿孔又は子宮体部や頸部への部分的貫入が起こることがあるが、これは装着時に起こることが多く、効果が低下するおそれがある。」などと指摘されていること。
甲69	陳述書	写し	2024. 10. 1 4	原告梶谷風音	原告風音は、ピル、ミレーナ、2 条不妊手術の全てを体験したうえで、2 条不妊手術が最も体に負担が少なかった旨述べていること。
甲70	陳述書	写し	2024. 10. 3	原告佐藤玲奈	原告佐藤が、ピルやミレーナの使用について、ピルの禁忌事項にあてはまるためピルの使用には危険が伴う、また、ミレーナを出し入れするたびに無麻酔で子宮頸管拡張を受けなければならないことになりとても耐えられるとは思えないと述べていること。

甲 7 1	陳述書	写し	2024. 10. 7	原告 A	原告 A がミレーナの使用について、対応する病院を見つけることが困難であり、ミレーナを入れた後も痛みや不正出血等の副作用等がある上、麻酔なしでミレーナを入れることは著しい痛みを伴う旨、自身の体験を述べたこと。
甲 7 2	陳述書	写し	2024. 10	原告田中	原告田中がピルの副作用等により日常生活に支障が生じていることについて自身の体験を述べたこと。
甲 7 3	私事と自己決定「第Ⅲ部 生死と自己決定」「11 産まない自由」	写し	1987	山田卓夫	生殖行動は究極の私的生活、すなわちプライバシーにかかわるものであり、国家からの干渉を受けるものではないこと。
甲 7 4 の 1	Contraceptive Use by Method 2019 Data Booklet (避妊法別の避妊使用状況 2019 データブックレット) (抜粋)	写し	2019	United Nations	2019 年の時点において、世界で最も多く用いられている避妊方は不妊手術であること、また、避妊手段のうち 24% を占める 2 億 1 9 0 0 万人が不妊手術を選択していること。
甲 7 4 の 2	上記和訳	写し	2024. 10	訳者： 弁護士谷口太規	同上。
甲 7 5 の 1	Contraceptive Status Among Women Aged 15-49: United States, 2017-2019 (15 歳から 49 歳の女性における避妊	写し	2020. 10	Kimberly Daniels ほか	アメリカにおいて、2017 年から 2019 年に行われた調査において、15 歳から 49 歳の女性のうち 65.3% が何らかの避妊手段を用いているとされるところ、そのうち、最も利用されている方法が不妊手術であること。

	の状況：アメリカ合衆国、2017年～2019年」)				
甲75 の2	上記和訳	写し	2024.10	訳者： 弁護士戸田善恭	同上。
甲76 の1	「A Comparison of Women's Regret After Vasectomy Versus Tubal Sterilization (精管切除と卵管結紮後の女性の後悔の比較)」	写し	2022.6	Denise J. Jamieson 他	乙3号証が引用する文献(甲76)は、不妊手術後の後悔の度合いに関する男女比較の検証を行った結果、「夫の精管切除後5年間のフォローアップインタビューで後悔を表明した女性の累積確率は約6%であり、これは卵管結紮を受けた女性の後悔の確率と同様」であり、また、「後悔を表明する、女性が夫に再建手術を要求する、夫が再建手術を要求する、そして実際に再建手術を受ける5年間の累積確率は、それぞれ6.1%、2.0%、1.4%、0.4%」であるした上で、「永久的な避妊方法として不妊手術を選択したほとんどのカップルが、その決定に満足しており、後悔を経験しないことを示して」と結論づけていること。それ故、例外なく多くの女性は不妊手術を後悔しているなどと結論づけていないこと等。
甲76 の2	上記和訳	写し	2024.10	訳者： 弁護士戸田善恭	同上
甲77 の1	「Regret following female	写し	2006.2	Kathryn M. Curtis 他	乙3号証が引用する文献(甲77)は、「すべての年齢グループの大多数の女性が不妊手術

	sterilization at a young age: a systematic review (若年女性の不妊手術後の後悔：系統的レビュー)」避妊73号205～210頁				を受けた決定を後悔していないことに注意する」よう喚起しており、例外なく多くの女性は不妊手術を後悔しているなどと結論づけていないこと等。
甲77 の2	上記和訳	写し	2024.10	訳者： 弁護士戸田善恭	同上
甲78 の1	「Risk factors for tubal ligation: regret and psychological effects Impact of Beck Depression Inventory (卵管結紮の危険因子：後悔と心理的影響)」 避妊71号 417-420頁	写し	2005.6	Sefa Kelekci 他	乙3号証が引用する文献(甲78)は、 ベック抑うつ質問票(BFI)という心理的影響評価手法を用いて、不妊手術と抑うつとの関係を調査したものであるが、そこでは「経口避妊薬」のマイナス面や、「他の避妊法の比較的高い失敗率」などに照らして、不妊手術が「効果的な避妊方法であり、広く使用されるようになって」いることが前提とされており、例外なく多くの女性は不妊手術を後悔しているなどと結論づけていないこと等。
甲78 の2	上記和訳	写し	2024.10	訳者： 弁護士戸田善恭	同上
甲79 の1	ホームページ	写し	打出日 2024.10.14	高須クリニック	男性の2条不妊手術については、「独身の方でも手術を行うことは可能」と記載していること、母体保護法上の生命危険要件及び健康低下要件の記

					載はどこにもないこと。
甲79 の2	ホームページ	写し	打出日 2024. 10. 1 4	メンズライフク リニック	男性の2条不妊手術について、「独身の方は、配偶者同意書は不要です」とだけ記載されていること、また、「30歳以上で子どもが一人以上いる」という独自の条件を掲げていること、母体保護法上の生命危険要件及び健康低下要件の記載はどこにもないこと。
甲79 の3	ホームページ	写し	打出日 2024. 10. 1 4	ももたろう腎・ 泌尿器科クリニ ック	男性の2条不妊手術について、独身でも手術可能かの問いに対して、「将来、挙児を希望しない場合は可能」と記載されており、母体保護法上の生命危険要件及び健康低下要件の記載はどこにもないこと。
甲79 の4	ホームページ	写し	打出日 2024. 10. 1 4	秀クリニック	男性の2条不妊手術について独身でも手術を受けているとの記載があり、母体保護法上の生命危険要件及び健康低下要件の記載はどこにもないこと、また、同クリニックでは年間100件前後の手術実施件数があることが表示されていること。
甲79 の5	ホームページ	写し	打出日 2024. 10. 1 4	すやま泌尿器科 クリニック	同クリニックの男性の2条不妊手術についての実施実績は、年間300件～400件程度であり、累積件数が4193件と表示されていること。
甲80	令和4年度 (2022年度) 衛生行政報告 例 付表 2—	写し	2024	厚生労働省	母体保護法の要件を満たす男性の不妊手術の実施数は、母体保護法の成立した平成8年から20年以上にわたって1桁

	不妊手術件数・実施率(20～49歳人口10万対)、性・年次別				～2桁の実施数であり、公表されている最新の令和4年では年間35件であり、平成8年から令和4年の累計実施数が1078件であること。
甲81	ホームページ	写し	2024.6.4	荻上チキ	精管結紮術をうけた評論家である荻上チキ氏は、男性が不妊手術を受けることができる要件は「対応する病院によって方針も異なり、自身は独身でありパートナーの有無も安定しないことから、「厳しい要件のある病院を利用することは難しい」として、要件が厳格ではない病院で不妊手術を受けたと告白していること。
甲82	「母になったこと後悔」4割が経験 教官のディレクターは出産を前に	写し	2022.12.14	野城千穂（朝日新聞）	2022年、NHKが18歳～70代の母親6千人超に調査したところ、3人に1人が「母親にならなければよかったと思ったことがある」と答えたこと等。

以上